㊞

令和８年 11 月 20 日

練馬区長　吉 田　健 一　様

練馬区特別職報酬等および
議会政務活動費審議会
会長　今 井　勝 人

区議会議員の報酬の額ならびに区長、副区長の給料の額
および額の定め方の適否について（答申）

令和８年 11 月５日付け８練総総第 842 号により諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

# 区議会議員の報酬の額ならびに区長、副区長の給料の額およびの額の定め方の適否について　　（答申）

令和８年 11 月 20 日

練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審議会

# 練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審議会　委員

| | |
|---|---|
| 会　　長 | 今　井　　勝　人 |
| 会長代理 | 井　口　　薫 |
| 委　　員 | 加　藤　　義　松 |
| 委　　員 | 重　田　　敏　光 |
| 委　　員 | 高　橋　　利　充 |
| 委　　員 | 髙　橋　　八　映 |
| 委　　員 | 田　村　　初　惠 |
| 委　　員 | 中　村　　由　紀 |
| 委　　員 | 萩　原　　修 |
| 委　　員 | 三　宅　　泉 |

# 区議会議員の報酬の額ならびに区長、副区長の給料の額および額の定め方の適否について　　（答申）

## 第１　はじめに

当審議会は、令和８年 11 月５日、練馬区長から「区議会議員の報酬の額ならびに区長、副区長の給料の額および額の定め方の適否」について意見を求められた。

この諮問を受けて、各委員が区民の代表としての自覚と責任をもって、公平かつ不偏の立場から、慎重に審議を行った。

本審議に当たっては、令和８年 10 月 13 日に行われた特別区人事委員会勧告（以下「勧告」という。）、区の財政状況、他の特別区における特別職の報酬等の額の動向、現在の社会経済情勢等を参考にし、さらに区民感情等に配慮するなど、総合的に勘案して、慎重に審議を重ねた。

その結果、当審議会は、全委員一致でつぎの結論を得た。

## 第２　本　　文

１　練馬区議会議員の報酬の額および区長等（区長および副区長をいう。以下同じ。）の給料の額の定め方は、現行の定額をもって定める方式が妥当である。

２　練馬区議会議員の報酬の額および区長等の給料の額は、つぎのとおりとすることが妥当である。

⑴　議員の報酬額

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 議　　長 | 月額 | 989,300 円 | （現行　月額 | 952,200 円） |
| 副 議 長 | 月額 | 853,300 円 | （現行　月額 | 821,300 円） |
| 委 員 長 | 月額 | 734,800 円 | （現行　月額 | 707,300 円） |
| 副委員長 | 月額 | 701,100 円 | （現行　月額 | 674,800 円） |
| 議　　員 | 月額 | 668,400 円 | （現行　月額 | 643,400 円） |

⑵　区長等の給料額

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区　　長 | 月額 | 1,237,100 円 | （現行　月額 | 1,190,700 円） |
| 副 区 長 | 月額 | 989,300 円 | （現行　月額 | 952,200 円） |

なお、改定の実施時期については、令和８年 12 月１日とすることが妥当である。

## 第３　説　　明

### １　改定の必要性について

⑴　当審議会における特別職の報酬等の額を定める際の基本原則（平成 18 年２月９日付け審議会答申より）

① 額の改定に当たっては、特別職の職務内容とその責任の実態を考慮すること。

② 額の改定に当たっては、社会経済情勢の状況、練馬区の財政状況、行政需要、一般職の職員の給与改定状況等を考慮すること。

③ 区民感情等の世論の動向を考慮し、他の特別区と比較して突出しない額とすること。

④ 額の定め方については、議会や当審議会における審議を通じて、民意の反映と客観的で公正な議論を担保するため、「定額方式」とすること。

⑤ 額の算出方法については、区長等の職責から判断し、区長等の給料の額が一般職の最高号給を受けることとなる者の額を下回ることのないように定めること。

⑥ 各特別職間の報酬等の額の比率は他区の状況を参考として定めること。

⑵　特別職の職務と責任

練馬区は、「区民とともに創り上げる新しい区政　新時代練馬」の具現化に向けて、区民から寄せられる様々な声に幅広く耳を傾け、各施策への的確な反映に努めていかなければならない。

こうした中で、区長等の職務は、さらに広範にわたるとともに増大しており、職務の遂行に当たっては、より高度で迅速な判断が求められ、その職責は極めて重くなってきている。

これは、区議会を構成する議員についても同様であり、区民の代表として住民要望を的確に区政に反映させるため、議会開会中のみならず、閉会中も各委員会を頻繁に開催するなど、積極的な活動が行われている。

また、議案、請願・陳情等、議会で審議する案件も広範多岐にわたり、その役割と責任は、ますます重大なものとなっている。

⑶　我が国の社会経済情勢および練馬区の財政状況

国は、令和８年 10 月の月例経済報告において、景気の現状を、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。」としている。賃金については、「定期給与及び現金給与総額は、増加している。実質総雇用者所得は、緩やかに増加している。」としてい

る。

また、令和８年 10 月の東京都区部における消費者物価指数は、前年同月比で 2.6%上昇している。

こうした状況において、練馬区の財政は、歳入一般財源は増加傾向にあるものの、歳出面では、義務的経費が予算の５割を占め、硬直化が進むなかにあって、老朽化した区立施設の更新や都市インフラの整備など、課題が山積している。

⑷　一般職の職員の給与改定状況

今年度の勧告は、一般職の職員の給与について、公民較差 15,126 円（3.72%）を解消するため、早期昇格者層に重点を置きつつ、全ての級および号給で引上げを行うこととし、特別給（期末手当・勤勉手当）の支給月数については、0.1 月引き上げるとした。練馬区を含む各特別区は、この勧告に従って、一般職の職員の給与の引上げを行う予定である。

⑸　練馬区と他の特別区との報酬額等の比較

練馬区における令和８年６月１日現在の報酬額等を、他の特別区と比較した場合、区長の給料の額は、上位から 13 番目、議員の報酬額は７番目となっており、期末手当の年間支給月数は、区長は 21 番目、議員は 19 番目となっている。それらを合わせた年間支給額は、区長は 20 番目、議員は 14 番目となっており、いずれも他の特別区と比較して低くなっている。

以上を踏まえ、当審議会は、全員一致で、各特別職の報酬等の額を改定すべきであるとの結論に達した。

２　報酬等の額の算出方法

令和６年２月 16 日付け審議会答申を踏まえ、報酬等の額の算出は、勧告に基づき行うものとする。

報酬等の額については、一般職の職員の管理職（５・６級）の改定率と同率の改定とし、期末手当の支給月数については、一般職の職員の期末・勤勉手当と同様の引上げとする。

また、副区長等については、従来どおり、区長の給料月額を基本として、各特別職間の比率に基づき各職の額を算出する。

**３　令和８年度の改定内容**

**⑴　特別職の報酬等の額**

**勧告では、一般職の職員の管理職（５・６級）の改定率は3.9%となっていることから、同率の改定とすることが妥当である。**

**⑵　期末手当**

**勧告では、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数は、0.1月の引上げとなっていることから、同様の引上げとすることが妥当である。**

**⑶　改定の実施時期**

**改定は、勧告後、速やかに行うことが望ましい。また、他の特別区の多くが適用日を12月１日としている。**

**したがって、実施時期は、令和８年12月１日とすることが妥当である。**

## 第４　おわりに

**当審議会は、議員および区長等の各特別職が区民の負託にこたえる区政を実現していくためには、それぞれの職務と職責に応じた処遇がなされるべきものであると考える。**

**特別職各位におかれては、それぞれの職責の重要性を十分認識され、区民の信頼と負託にこたえるべく、今後とも円滑な議会運営と効率的な区政運営の実現に向け、さらに一層の努力を傾注されることを切に望むものである。**